

中小企業

金融のしおり

【令和8年度版】

お問い合わせ先
松本市 産業振興部 商工課

〒390-8620

松本市丸の内3番7号
本庁舎5階

電話（直通） 34-3110

Fax 34-3008

松本商工会議所

電話 32-5355

西支所 電話 94-2354

松本市波田商工会

電話 92-2246

松本市・長野県 中小企業融資制度

◆制度のあらまし

この制度は、中小企業の皆様が事業資金を円滑に調達できるよう、市と県が長野県信用保証協会と金融機関の協力を得て、希望する金融機関から低利な融資を斡旋するものです。

◆中小企業者の範囲

業 種	中小企業者※1		小規模事業者※2
	資本金又は従業員数※3	従業員数	従業員数※3
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業 宿泊業・娯楽業以外 *宿泊業・娯楽業	5千万円以下		
製造業等 工業・運送・建設・旅行業等	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業 自動車タイヤ等一部製造業を除く		900人以下	
ソフトウェア業 情報処理サービス業		300人以下	
旅館業	5千万円以下	200人以下	
その他産業	3億円以下	300人以下	

- ※1 中小企業者
資本金又は従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。
- ※2 小規模事業者
中小企業者のうち、常用従業員数が左記の法人又は個人は、小規模事業者となります。
- ※3 従業員数(常用従業員)
(1)雇用関係の形態(臨時等)を問わず、常時従事従業員(雇用保険加入従業員)
(2)法人役員、個人事業者家族(事業主と生計を一にしている3親等内親族)は含まれません

◆ご利用いただける方

- 原則として、6カ月以上(県は1年以上)市内で継続して同一事業を営んでいる方(新規開業予定者を除く)
なお、市制度資金について、個人の場合は市内に住居登録、法人の場合は原則として市内に本社登記され、かつ主たる事業所(売上が多い)があり、市内の事業所で使用される資金であることが要件となります。
※工場立地促進資金、ビルドアップ松本資金は条件が異なります
- 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営む方
ただし、農業、林業、金融保険業、医療法人等対象とならない業種もありますので、詳細についてはお問合せください。(県制度は医療法人は対象となります。)

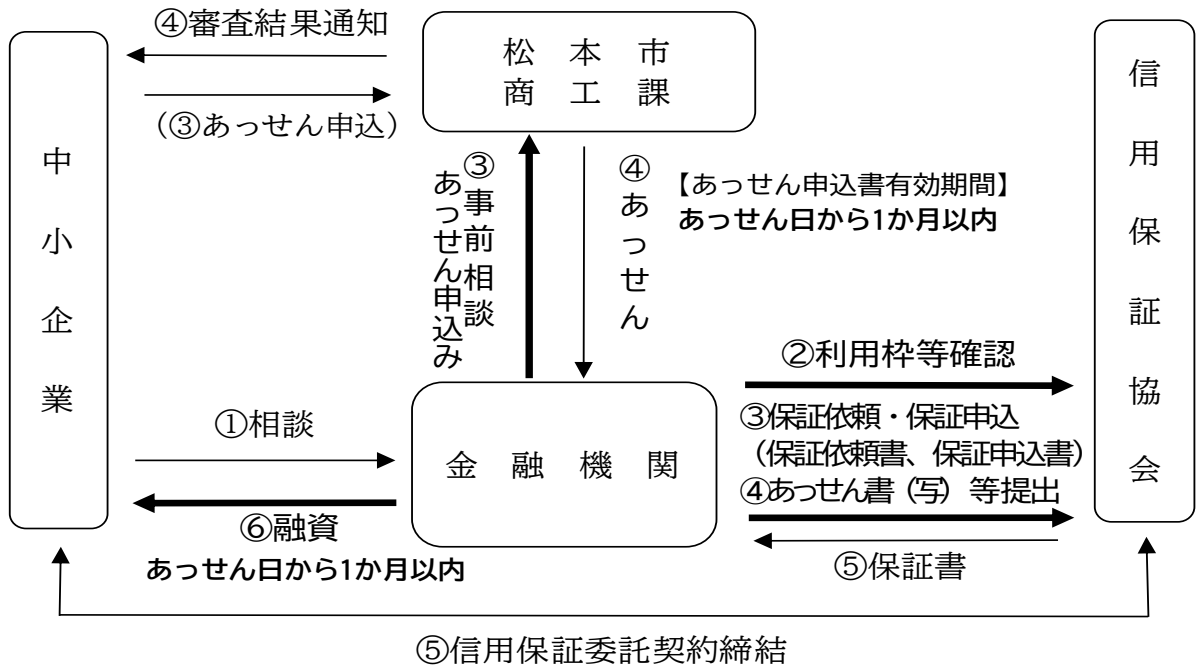
(注) 1 次の方は融資のご利用ができません。

- 税を滞納している方、及び未申告の方
- 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- 信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない方
- 許可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している方
- 営業に関し公序良俗に反する行為、または違法な行為を行っている方
- 制度融資を不正に使用したことがある方
- 経営継続や返済の見込みのない方
- 営業と家計が分離していない方

2 次の場合は設備資金の対象となりません。

- 設置場所又は投下先が松本市以外のもの
- 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- 不動産のうち、先行投資的なものまたは過剰投資的なもの
- 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの

◆松本市制度資金の手順

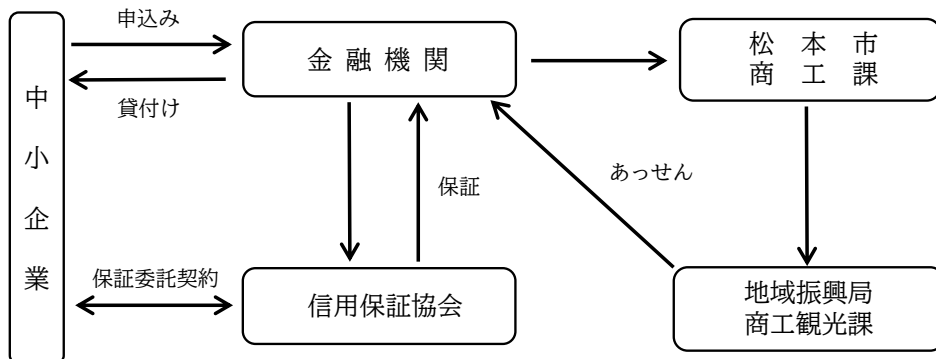


融資実行後の手続きについて

(設備資金の場合)

- ⑦設備完了の確認 — { 設備設置完了後、速やかに商工課あてに設備完了届と添付書類 (※支払を証する書類・写真等) を提出してください。
設備完了届提出後、市担当者による現地確認を行う場合があります。
- ⑧制度資金の返済 — { 借入金は、取扱い金融機関へ返済していただきます。

◆長野県制度資金の手順



※ 申込みについては、必ず事前に金融機関へご相談ください。金融機関より事業所所在地（設備資金の場合は設置場所）の市町村商工担当課へあっせんの申込みをしていただきます。

※ ご融資の実行には、あっせん決定とは別に信用保証協会の保証決定が必要となります。

松本市中小企業融資制度

融資対象者共通条件
 ※市外事業者利用可能資金
 ・工場立地促進資金
 ・ビルドアップ松本資金

- 1 市内に住民登録又は本社登記がある中小企業者で、市税を完納していること
- 2 (1)個人：市内に居住し住民登録があり、かつ主たる事業所（売上が多い）があること
 (2)法人：市内に本社登記があり、かつ主たる事業所（売上が多い）があること
 (3)松本市内の事業所で使用する資金であること

資金名	融資対象者	貸付限度額
小規模企業支援資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、6か月以上の操業実績があり、小口零細企業保証を利用する方 (保証協会の保証残高の総額が2,000万円以下であること)	運転・設備 2,000万円
景気変動対策資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、経済不況により事業経営に著しい影響を受けている方 ≪下表の融資条件参照≫	（特別） 運転 3,000万円
		（一般） 運転 3,000万円
経営安定資金	市内に居住し、かつ市内に工場もしくは店舗を有する方で、6か月以上の操業実績のある方	運転・設備 3,000万円
創業支援資金	適切な事業計画により市内での新規開業予定者又は新規開業者（開業5年未満）	運転・設備 3,500万円 (新規開業予定者の個人にあつては、2,000万円に自己資金の額を加算した金額を上限として3,500万円以内)
事業拡大資金	市内に居住し、かつ市内に店舗もしくは工場を有する6か月以上の操業実績のある方で、事業の拡張を目的として、新製品の開発、新分野への進出、新規取引先の開拓、ISOの取得等、新たな取組を実施しようとする方	運転・設備 2,000万円
◆事業承継資金	既存事業を譲り受け、事業継承する方	運転 3,000万円 設備 5,000万円
工場立地促進資金	事業拡張等を目的とし、特定地域等への工場等の新設・増設・移設を実施しようとする方 (指定地域内においてのみ土地購入費も対象となります)	設備 1億5,000万円
【新設】 ビルドアップ松本資金	事業拡張等を目的とし、都市機能誘導区域(中心市街地、主要駅周辺等)で、①商業施設等の新設・改装を実施する方【設備資金】、②商業施設等を開設するための不動産を購入しようとする方【設備+関連運転資金】 注：事業内容については、事前に相談をお願いいたします（投機的なもの等は利用できません）	設備・(関連する運転) 1億円

◆事業承継資金について：運転資金・設備資金の一括申込みはできません

景気変動対策資金の融資条件

（特別）	次のいずれかに該当する方 1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、10%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、10%以上減少している 2 セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方（借換の場合は各号） 3 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する方
（一般）	次のいずれかに該当する方 1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、5%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、5%以上減少している 2 セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方

借換条件【景変（特別）・経営安定資金 共通】

次のすべてに該当すること
1 既借入資金（新型コロナウイルス対策特別資金を除く松本市制度資金）の元金返済が1年以上経過しており延滞がないこと☒
2 同一金融機関での借換であること
3 借換により従前の借入金を一括返済すること
4 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること
5 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと
6 一件の借入に対して借換は1回のみとする

【令和8年度】

(信用保証料率は長野県信用保証協会が決定します)

貸付利率 【うち市利子補給利率】 ※1 利子補給について	貸付期間	うち 据置期間	返済方法	保証人	担保	保証料率	取扱金融機関					
年利1.7% 【うち0.8%】 補給条件※1(3)ア	10年以内	1年以内	元金均等 月賦償還	原則 無保証人	必要に 応じて 徴する	年率0.45~2.65% 市が原則5分の4を補給 詳細下記 ※2	松本信用金庫					
年利1.8% 【うち0.8%】 借換1.8% 【利子補給なし】	10年以内											
年利1.8% 【うち0.6%】	10年以内											
年利1.8% 【うち0.8%】 補給条件※1(3)イ 借換2.0%	運転 7年以内 設備 10年以内 借換 10年以内						1年以内	元金均等 月賦償還	(注) 法人の場合は 原則代表者1 名	必要に 応じて 徴する	年率0.45~2.65% 市が原則5分の4を補給 詳細下記 ※2	㈱八十二長野銀行
年利1.9%	運転 7年以内 設備 10年以内											
年利2.1% 【うち0.8%】 補給条件※1(3)ウ	運転 7年以内 設備 10年以内											長野県信用組合
年利1.9% 【うち0.8%】	運転 7年以内 設備 10年以内											
年利2.1% 【うち0.2%】	15年以内						2年以内					㈱商工組合中央金庫
年利2.1%	15年以内											

※1 利子補給について（一部資金は補給対象外となります）

- (1) 市の利子補給期間は、原則として融資実行の日から3年間となります。
- (2) 利子補給対象期間中、事業所の市外移転・廃業、資金の借換え、資金完済や市税の滞納、代位弁済等を行った場合は、利子補給を受けられなくなります。また、条件変更時の利子増額分は補給対象外となります。
- (3) 補給条件がある対象資金
 - ア 小規模企業資金：自然エネルギー（太陽光等）利用または省エネ対策に係る設備投資、ecoオフィスまつもとに認定された場合
 - イ 経営安定資金：自然エネルギー（太陽光等）利用または省エネ対策に係る設備投資
 - ウ 事業拡大資金：健康産業分野への進出または新製品の開発への資金
- (4) 市利子補給手続きについて
 - ア 12月頃に送付される「市税の滞納に関する同意書」を提出。同意されない方は「市税の滞納がない証明書」の提出が必要になります。
 - イ 2~3月に商工課から郵送される申請書、請求書を確認し、必要事項を記入。
 - ウ 上記申請書、請求書等を市が指定する日までに商工課に提出して下さい

※2 保証料補助について（事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用しない場合）

- (1) 原則、市が保証料の5分の4を補助します（条件：保証料一括納入）。但し、下記に該当する場合は全額補助となります。
 - 景気変動対策資金：セーフティネット保証、危機関連保証を利用できる場合
 - 創業支援資金：創業関連保証を利用できる場合
- (2) 事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用する場合は、上乗せ割合ごとに補助率が異なります。詳細は商工課までお問合せください。

長野県中小企業融資制度

【令和8年度】

(以下の資金は、県制度のうち市の窓口でお申込みを受付する資金のみを抜粋したものです。)

資金名(大区分)	資金名(小区分)	貸付対象者
	小規模企業発展資金	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で、小口零細企業保証を利用する方
経営健全化支援資金	経営安定対策	①セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 ②経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で次のいずれかに該当 (ア)最近3カ月間の売上高又は売上高経常利益率(※収益性)が前年同期に比べ5%以上減少 (イ)直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少 (※収益性=売上高営業利益率(営業利益÷売上高))
	特別経営安定対策	①セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 ②取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 ③危機関連保証を利用する方 ④経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている方で次のいずれかに該当 (ア)急激な為替相場の変動の影響による経営環境の悪化により、最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (イ)災害の影響を受け、災害発生後2カ月のうち1カ月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (ウ)最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少
	防災・災害対策	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 ⑤暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等を受けた方
	物価高対策	①急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高が、前年同期に比べ8%以上減少している方 ②急激な物価高の影響を受け、最近3か月の収益性※が前年同期に比べ5%以上減少している方 ※収益性=売上高営業利益率(営業利益÷売上高) 【借換での利用は不可】
信州創生推進資金	創業支援向け	①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ②創業した日から5年未満である方 ③分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 ④SSS保証を利用する方 ⑤上記①～④のいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット不随サービス業を主業として事業を営む方もしくは営もうとする方 ※上記①～⑤のうち、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方
	事業承継向け	①他者が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方 ②事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ③経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ④事業承継を行おうとする方又は事業承継を行ってから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 ⑤事業承継特別保証を利用する方
	省力化投資向け【拡充】	①中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金(基本型)又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行おうとする方 ②先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等により生産性向上を図ろうとする方 ④物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする方
	事業展開向け	①新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 ②事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 ③中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする方
	IT産業向け	日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうちソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として営み当該事業に係る事業発展や拡大を目指す方
	地域活性化向け	①商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 ④障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方
経営改善サポート資金(通常型)	企業立地向け	①工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 ②ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 ③工業団内の工場等に新たに設備導入を行おうとする方で設備の取得に要する費用が1千万円以上の方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方
	ゼロカーボン・次世代産業向け【拡充】	①環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 ②節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 ③省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金(中小企業向け)促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする方 ④上記①のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)

※経営改善サポート資金(再生支援強化型)は市の窓口を通さず、直接県の窓口へお申込みください。

※中小企業振興資金及び経営健全化支援資金(新型コロナウイルス借換向け)は県・市を経由しない資金です。直接保証協会へ保証依頼をお願いします。

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乘せすることで経営者保証を外すことが出来る制度。下表の「事業者選択型制度」は前者の制度を指します。

貸付条件						
貸付限度額	貸付利率	貸付期間	うち据置期間	信用保証料率 (自己負担分)	保証人	担保
運転・設備合計 2,000万円	年2.2%	設備10年以内 運転7年以内 借換7年以内	設備1年 運転6カ月 借換1年	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	必要に応じて 要する (法人の場合は 原則代表者 1名、スター トアップ創出 促進保証利用 時及び事業者 選択型制度利 用時は代表者 保証不要)	必要に応じ て徴する
設備 6,000万円 運転 8,000万円	年2.2% 年1.9% 貸付対象者③は 年1.6%	設備10年以内 運転7年以内 借換10年以内	設備1年以内 運転1年以内 借換2年以内	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内		
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	年2.2%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	2年以内 1年以内	セーフティネット 保証等利用の場合 自己負担なし ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内		
設備 6,000万円 運転 8,000万円	年1.3%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	2年以内			
設備 6,000万円 運転 8,000万円	原則 年1.4% 一部 年1.3%	10年以内 7年以内	2年以内			
設備 3,500万円 運転 2,000万円	年1.2% ※に該当する方 年1.1%	10年以内 7年以内	1年以内 SSS保証利用時 3年の場合有			
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円 借換 8,000万円	年1.2%	10年以内 (建物等15年以内 ※⑥は10年) 運転7年以内 借換10年以内	1年以内			
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	年1.3%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	1年以内	0.44%以内 ※事業者選択型制度 利用時 1.325%以内		
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	年1.4%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	1年以内	創業関連保証 SSS保証 先端設備等 導入関連保証 経営革新関連保証 経営力向上関連保証 等の利用の場合や、 ゼロカーボン向けの 一部対象者は 自己負担なし		
設備 1億5,000万円 運転 5,000万円	年1.3%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	1年以内	※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内		
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	年2.0% 貸付対象者②のうち伝 統的工業品を製造する 方と⑥は1.7%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	1年以内			
設備 2億8,000万円 運転 5,000万円 ②のみ	年1.7%	15年以内 7年以内	3年以内 1年以内			
設備 1億5,000万円 運転 3,000万円		10年以内(④建物等15年以内) 7年以内	2年以内 1年以内			
設備 1億円 運転 3,000万円	年1.6%	10年以内(建物等15年以内) 7年以内	2年以内 1年以内			
設備 1億5,000万円 運転 5,000万円	ゼロカーボン に限り年1.3%	15年以内(建物等18年以内) 12年以内	5年以内			
設備・運転合計 1億5,000万円 ※通常型と再生支援強化型との合計で 2億8,000万円	年1.7%	15年以内	1年以内	自己負担なし ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内		

申込書類必要部数一覧表

資金名 提出書類	備考	市制度資金									県制度資金					
		小規模企業支援資金	景気変動対策資金		経営安定資金	創業支援資金	事業拡大資金	工場立地促進資金	事業承継資金	ビルドアップ松本資金	小規模企業発展資金	経営健全化支援資金	信州創生		経営改善サポート資金(通常型)	
			(特別)	(一般)									創業支援向け	左記以外向け		
制度資金 相談受付調査表(松本市)	受付相談時に提出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
個人情報の提供に関する同意書	受付相談時に提出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
融資あっせん申込書	県制度資金はチェックリストも含む	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)	
信用保証委託申込書	原本は協会市・県提出用は写し															
市税閲覧同意書又は市税納税証明書(滞納がない証明書)	市制度資金はあっせん書内で代用可										1	1	1	1	1	
県税納税証明書(制度資金用)	松本地域振興局										1	1	1	1	1	
許認可書等の写し ※1	全ての許可、登録、届出書を添付	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)	
受注工事明細表	建設業許可がない方															
決算書・確定申告書(個人)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2(3)	2	2(3)	
直近の試算表(4カ月以内)	県は6カ月以内	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)	
経営状況調書	試算表を作成していない方															
資金計画調書		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)	
念書	許認可申請中又は施設未完成の場合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
セーフティネット保証、危機関連保証	添付資料等	2		2												
景気変動対策資金希望書	税理士、会計士、又は経営指導員の証明が必要です	2		2												
あっせん申込時 設備	見積書写し ※2	2		2												
	カタログ・図面・写真															
	土地・建物の位置図	2														
	建築確認通知書の写し		新築・増改築・用途変更	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)
	土地・建物謄本、公図の写し		土地・建物の購入、増改築、又は不動産所有者等													
	仮契約書の写し		土地・建物の購入又は賃借、業務委託等													
創業計画書(県様式16号)	創業前の方															
創業計画に関する意見書(県様式17号)	創業後1年未満の方															
収支等計画書(県様式第18号)																
開業届の写し(法人は登記簿で代用可)																
創業確認書類(源泉徴収票、離職票)	創業前～創業後5年未満の方															
履歴書																
経営向上計画書(県様式14号、14の2号)	税理士・会計士の作成した試算表等												3			
罹災証明(経営健全化資金(災害)、東日本大震災復興緊急保証)																
事業計画書									2							
新規取組計画書(事業拡大資金)									2							
事業計画書(県様式 号)	県申込の場合												3			
事業再生の計画等																
経営革新計画の認定書の写し	認定された事業計画書も添付															
事業承継したことがわかる書類											1					
市	信用保証料補給申請書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	利子補給振込口座振込依頼書	(1)	1	1	(1)		(1)	1	1							
追加																
設備完了後	設備完了届															
	支払を証する書類															
	納品書・車検証・写真等	1														
	契約書の写し等		設備の内容により変わります													

※1 許認可証等について(詳細はお問合せ願います)

すべての許可、登録、届出書の提出をお願いいたします(下記は一例です)

許可: 建設業、飲食業、食料品製造・販売業、運送業、自動車分解整備業、中古品販売、廃棄物処理、労働者派遣事業 等

登録: 電気工事業者、採石業 等

届出: 理容業、美容業、診療所、歯科医業、歯科技工所、整骨院、鍼灸院、動物病院 等

※2 見積書等について

見積書は、実行予定日が有効期限内のものをご準備願います。

個人事業者あての場合、必ず事業者個人名の記載が必要です。(屋号は省略可能です)

※県制度資金の設備完了後に提出する書類については、地域振興局へお問い合わせください。